

IASB と FASB がリースの定義を再確認 定義の実務への適用に関しては審議を 継続

重要ポイント

- ▶ 両審議会は、「リースとは資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約である」とする 2013 年の公開草案における定義を再確認した。
- ▶ 両審議会は、資産の使用方法や目的を決定する権限を常に顧客が保持する場合には、顧客は「資産の使用を指図する権利」を有していることになるとした。これには、使用する期間において、資産の使用方法や目的を変更する権利も含まれる。
- ▶ 両審議会は、識別された資産の使用を顧客が支配する権利の有無に関するその他の点については決定を先送りし、提案すべきアプローチをさらにまとめるようスタッフに指示した。

資産の使用方法や目的を決定できる場合、顧客は識別された資産の使用を指図する権利を有することになる

概要

国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会 (FASB) (以下、両審議会) は、借手にほとんどのリースをオンバランスすることを求める 2013 年の公開草案¹ に関する審議を引き続き行った。

両審議会は 2014 年 10 月の共同会議において、リースに関し提案されていた定義を改めて確認し、定義の実務への適用方法を決定した。両審議会は定義の一層の明確化についても議論したが、決定は将来の会議に委ねることにした。

両審議会は 2014 年 5 月にリースの定義に関して議論したが、定義や明確化に関する決定は先送りした。その代わりに両審議会は、2013 年の公開草案における定義が、重要なサービスを含む契約 (たとえば電力供給契約、油田掘削) など、複雑な契約への適用例をまとめるようスタッフに指示した。従来の決定と同様に、両審議会の今回の決定も暫定的なものである。

¹ IASB のウェブサイト公開されているリースに関する公開草案を参照

主な決定事項

両審議会は、「リースとは、資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約」と定義することを改めて確認した。この定義は 2013 年の公開草案と一致しており、以下を検討することにより契約にリースが含まれるか否かを決定する。

- ▶ 識別された資産の使用が明らかに、又は暗黙のうちに特定されているか。
- ▶ 契約により、識別された資産の使用を支配する権利が、使用期間全体にわたって顧客に移転するか。

両審議会は、契約を履行するために使用する資産を取り替える「実質的な権利」を、供給業者が有している場合には、識別された資産が使用されていてもリース契約とはならないことを再確認した。両審議会は、供給業者が資産を取り替える実際の能力を有しており、その権利の行使により生じる便益を享受できる場合には、取り替える権利は実質的であるとした。

さらに両審議会は、以下の 2 つの要件を満たす場合には、契約は識別された資産の使用を支配する権利を移転するという事に合意した。

- ▶ 識別された資産の使用を指図する権利を顧客が使用期間全体にわたり有している。
- ▶ 識別された資産の使用を指図することから生じる経済的便益の実質的にすべてを顧客が享受する。

両審議会は今回の会議で、識別された資産の使用を指図する権利を顧客が有しているかどうかをどのように判断すべきかについても合意した。さらに、顧客が識別された資産単独、また他の容易に入手可能な資源と合わせて使用を指図することから生じる便益を得る能力を有している場合にのみ、契約にリースが含まれることになるかどうかを検討したが、その決定は先送りされた。

識別された資産の使用を指図する権利

両審議会は、資産の使用方法や目的を変更する権利を含めて、顧客が資産の使用方法や目的を指図する権利を使用期間全体にわたり有している場合には、識別された資産の使用を指図する権利を有していることを決定した。両審議会は、ほとんどの状況で、これらは原資産の使用から得られる経済的便益に最も大きな影響を及ぼす決定になると考えている。

両審議会は、仮に顧客も供給業者も資産の使用方法や目的を使用期間全体にわたり支配していないならば（たとえば、資産の使用方法や目的が、事前に契約に定められているような場合）、以下の状況ではいずれも顧客が識別された資産の使用を指図する権利を有するとした。

- ▶ 顧客が、（稼働に関する指図を変更する権利を持たない供給業者と共に）自身が定める方法で資産を稼働する、また他者に資産を稼働するように指図する権利を有している。
- ▶ 顧客は、資産の使用方法や目的、あるいは稼働方法が事前に決定されるように、資産を設計、又は設計依頼していた。

また両審議会は、供給業者の防衛的な権利は単独では、顧客が識別された資産の使用を指図する権利を有することを妨げるものではないとした。しかし両審議会は典型的には、防衛的な権利が存在することで顧客の資産の使用範囲が定義されると考えている。防衛的な権利は、供給業者の権利（たとえば資産、職員、法令順守に対する利益）を保護することを意図しており、資産の最大使用量の制限や特定の稼働に関する指示への準拠を求める条項などが考えられる。

両審議会はリースの提案された定義を再確認し、それがどのように適用されるかについて、若干の変更を加えた

弊社のコメント

両審議会がリースの定義に関する再審議を完了するまでは、顧客の「資産の使用を指図する権利」に関する決定が、どのように適用されるかは明確にならないであろう。

さらに、重要なサービスが含まれ、かつそうしたサービスの主要条件が事前に決定されている契約上の取決めに両審議会の定義がどのように適用されるのか、すなわち、実質的にすべての稼働に関する決定が予めなされている場合であっても、顧客は識別された資産の使用を支配する権利を有することになるのか疑問が残ると我々は考えている。どのような決定が検討を行う際のポイントになるかも明確ではない。

その他の議論すべき論点

識別された資産の使用を指図することで便益を得る

両審議会は、顧客が識別された資産単独で、または他の容易に入手可能な資源と合わせて使用を指図する能力を有している場合にのみ、契約にリースが含まれることになるのか否かをはじめ、リースの定義のうちの経済的便益に関する部分の適用方法、及びその明確化について議論した。両審議会はスタッフに対して、審議会メンバーからのフィードバックを検討し、将来の審議会で議論できるように論点をまとめるよう指示した。

次のステップ

両審議会は基準の草案作成をすすめる前に、リースの定義に関する再審議を終了させ、少額資産のリースに関する免除措置、借手の開示、移行措置や発効日、他の基準への改訂など、残された論点を審議する必要がある。またFASBも単独で非営利企業に関する論点を議論するであろう。これらから判断すると、新たなリース基準が2015年第3四半期より前に公表されることはないであろう。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーサービスを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

EYのIFRS（国際財務報告基準）グループについて

国際財務報告基準（IFRS）への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2014 Ernst & Young ShinNihon LLC
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG no.AU2693の翻訳版です。